



佐賀県公報

平成17年
2月1日
(火曜日)
号外

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次告示

○平成十七年度における保安林の許可すべき皆伐面積の限度

(三三一・森林整備課) 一

○告示

●佐賀県告示第三十二号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、平成十七年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

平成十七年二月一日

佐賀県知事 古川康

区域の名称	筑後川	川上川	佐賀北部	六角川
鳥栖市、神埼郡（三瀬村を除く。）及び三養基郡の一円	一円	佐賀市、佐賀郡、神埼郡三瀬村並びに小城郡小城町及び三日月町の一円	唐津市及び東松浦郡の一円	多久市、武雄市、小城郡牛津町及び杵島郡の一円
（ヘクタール）	五百五	四一一	二七〇	二三
皆伐面積の限度	三三三	八五	二四	五七

有田川	伊万里市及び西松浦郡の一円
佐賀南部	鹿島市及び藤津郡の一円
三七三	二五一

三三	九八
----	----

申購
込読
先料
一か年二八、八〇〇円(送料共)
佐賀県經營支援本部総務法制課

発行者 平成十七年二月一日
佐賀県知事 印刷及び発行
古川康行

印刷所 定日
西部毎週月水金曜
印刷企画(株) 日